

旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月西日本旅客鉄道株式会社公告第 17 号）の一部を次のように改正し、2026 年 3 月 14 日から施行します。

2026 年 2 月 27 日

現行	改正
(前略)	(前略)
(乗車券類の種類)	(乗車券類の種類)
<b>第 12 条</b> 乗車券類の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。	<b>第 12 条</b> 乗車券類の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 乗車券	(1) 乗車券
イ 普通乗車券	イ 普通乗車券
<ul style="list-style-type: none"> <li>片道乗車券</li> <li>往復乗車券</li> <li>連続乗車券</li> </ul>	
ロ 定期乗車券	ロ 定期乗車券
<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤定期乗車券</li> <li>通学定期乗車券</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤定期乗車券</li> <li>通学定期乗車券</li> </ul>
ハ 団体乗車券	ハ 団体乗車券
(2) 急行券	(2) 急行券
<ul style="list-style-type: none"> <li>指定席特急券</li> <li>立席特急券</li> <li>自由席特急券</li> <li>普通急行券</li> <li>特定特急券</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定席特急券</li> <li>立席特急券</li> <li>自由席特急券</li> <li>普通急行券</li> <li>特定特急券</li> </ul>
(3) 特別車両券	(3) 特別車両券
<ul style="list-style-type: none"> <li>特別車両券(A) <ul style="list-style-type: none"> <li>指定席特別車両券(A)</li> <li>自由席特別車両券(A)</li> </ul> </li> <li>特別車両券(B) <ul style="list-style-type: none"> <li>指定席特別車両券(B)</li> <li>自由席特別車両券(B)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別車両券(A) <ul style="list-style-type: none"> <li>指定席特別車両券(A)</li> <li>自由席特別車両券(A)</li> </ul> </li> <li>特別車両券(B) <ul style="list-style-type: none"> <li>指定席特別車両券(B)</li> <li>自由席特別車両券(B)</li> </ul> </li> </ul>
(4) 座席指定券	(4) 座席指定券
(中略)	(中略)
(乗車券類の発売範囲)	(乗車券類の発売範囲)
<b>第 14 条</b> 乗車券類を発売する範囲は、別表に定めるとおりとする。	<b>第 14 条</b> 乗車券類を発売する範囲は、別表に定めるとおりとする。 <u>ただし、発着駅が別に定める連絡運輸区域内にあり、かつ、連絡会社線区間については、当社が別に定める規程別表に示す連絡会社線旅客運賃に基づいて運賃計算ができる場合に限りて発売する。</u>
2 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、 <u>次の各号に掲げる場合で、その発</u>	2 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、他駅から有効な乗車券類を発売す

着区間が別に定める旅客の連絡運輸区域であるときは、他駅から有効な乗車券類（当社と連絡運輸の取扱いを行う連絡会社線の駅着又は発となるものに限る。）を発売することがある。

- (1) 急行券、特別車両券及び座席指定券を発売する場合
- (2) 指定券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合
- (3) 旅客規則第3条第9号に規定する指定券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合
- (4) 旅客会社線の駅で次の連絡会社線の駅発となる第2号及び第3号に規定する普通乗車券以外の普通乗車券を発売する場合

道南いさりび鉄道株式会社線

I GRいわて銀河鉄道株式会社線（盛岡を発駅とし、青い森鉄道株式会社線を経由して青森以遠（油川方面）まで乗車する場合に限る。）

えちごトキめき鉄道株式会社線

伊豆急行株式会社線

富士山麓電気鉄道株式会社線

伊豆箱根鉄道株式会社線

伊勢鉄道株式会社線

I Rいしかわ鉄道株式会社線

WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）線

土佐くろしお鉄道株式会社線

- (5) 発売駅の属する運輸機関内の駅から有効となる団体乗車券を発売する場合
- (6) 別に定める列車を利用する旅客に対する団体乗車券を発売する場合
- (7) 発売駅の属する運輸機関内の駅から有効となる定期乗車券を発売する場合

3 車船内において発売する乗車券類は、旅客の当該乗車船に有効な普通乗車券及び旅客の乗車した列車等に有効なものに限って発売する。ただし、前途に有効な乗車券類を発売することがある。

(注1) 連続乗車券は、各区间ごとの発着駅が連絡運輸区域内にあり、かつ、連絡会社線区間については、規程別表に示されている連絡会社線旅客運賃に基づいて運賃計算ができる場合に限って発売する。

(注2) 第2項第6号の「別に定める列車」とは、旅客会社線と連絡会社線とに直通して運転する列車のうち、特に指定したものをいう。

(中略)

(普通乗車券の発売)

第16条 旅客が列車等に乗車船する場合は、次の各号に定め

ることがある。

(中略)

(普通乗車券の発売)

第16条 旅客が列車等に普通旅客運賃計算経路の連続した

るところにより、片道乗車券、往復乗車券又は連続乗車券を発売する。

(1) 片道乗車券

普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車船（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、旅客規則第68条第4項の規定により営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切つて計算する場合は、当該打ち切りとなる駅までの区間のものに限り発売する。

(2) 往復乗車券

往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間であつて、往復と復路の区間及び経路が同じ区間を往復1回乗車船（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の経路が異なる場合であつても、その異なる経路が旅客規則第16条の3に掲げる左欄及び右欄の経路相互である場合は往復乗車券を発売する。

(3) 連続乗車券

前各号の乗車券を発売できない連続した区間（当該区間が2区間までのものに限る。）をそれぞれ1回乗車船（以下「連続乗車」という。）する場合に発売する。

(普通乗車券の発売方)

第16条の2 前条の規定によつて発売する普通乗車券の発売方については、旅客規則第26条の2の規定を準用する。

(学生割引普通乗車券の発売)

第17条 学校及び救護施設指定取扱規則（昭和62年4月西日本旅客鉄道株式会社公告第5号）第2条に規定する学校（以下「指定学校」という。）の学生又は生徒が、次の各号の場合において、次条の規定による学校学生生徒旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、割引普通乗車券を発売する。

(1) 旅客会社線区間の営業キロを片道100キロメートルを超えて旅行する場合

(2) 次に掲げる連絡会社線区間の営業キロ程を各別に片道100キロメートルを超えて旅行する場合

青い森鉄道株式会社線

東武鉄道株式会社線

近畿日本鉄道株式会社線

西日本ジェイアールバス株式会社線（別に定める区間を除く。）

(学生割引証)

第18条 指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によつて割引普通乗車券を購入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又は指定番号・部科及び学年（又は年次）・学生証、生徒証又は児童証等（以下「証明書」という。）の番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限（通信に

区間を片道1回乗車船（以下「片道乗車」という。）する場合は、普通乗車券を発売する。ただし、旅客規則第68条第4項の規定により営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切つて計算する場合は、当該打ち切りとなる駅までの区間のものに限り発売する。

(削る)

(学生割引普通乗車券の発売)

第17条 学校及び救護施設指定取扱規則（昭和62年4月西日本旅客鉄道株式会社公告第5号）第2条に規定する学校（以下「指定学校」という。）の学生又は生徒が、次の各号の場合において、次条の規定による学校学生生徒旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、割引普通乗車券を2枚まで同時に発売する。

(1) 旅客会社線について、営業キロ(2枚の割引普通乗車券を発売する場合は、それぞれの営業キロ)が100キロメートルを超える区間を旅行する場合

(2) 次に掲げる連絡会社線区間の営業キロ程を各別に100キロメートルを超えて旅行する場合

青い森鉄道株式会社線

東武鉄道株式会社線

近畿日本鉄道株式会社線

西日本ジェイアールバス株式会社線（別に定める区間を除く。）

(学生割引証)

第18条 指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によつて割引普通乗車券を購入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又は指定番号・部科及び学年（又は年次）・学生証、生徒証又は児童証等（以下「証明書」という。）の番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限（通信に

よる教育を行う学校にあつては、有効期間)・発行年月日・学校所在地(通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場の所在地を含む。)・学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車船区間及び乗車券の種類を記入して提出するものとする。

2 学校学生生徒旅客運賃割引証の様式は、旅客規則第29条第2項に規定するものによる。

3 学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期間は、一般学校用のものにあつては発行の日から3箇月、通信教育学校用のものにあつては面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了の日の5日後までの期間とする。ただし、一般学校用のもので、学校及び救護施設指定取扱規則第11条第3項又は同条第4項の規定による有効開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第19条 学校及び救護施設指定取扱規則第21条に規定する施設(以下「指定救護施設」という。)に保護され、又は救護される者(以下「被救護者」という。)が旅行する場合で、次条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道又は往復の割引普通乗車券を発売する。

2 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため被救護者に付添人を付ける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人を限って、前項の規定を準用する。

3 前項の規定によつて付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が片道乗車券を購入するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

(被救護者割引証)

第20条 被救護者は、前条の規定によつて割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車船区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、旅客規則第31条第2項

よる教育を行う学校にあつては、有効期間)・発行年月日・学校所在地(通信による教育を行う学校にあつては、面接授業会場又は試験会場の所在地を含む。)・学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車船区間(通信教育学校用にあつては乗車船区間及び乗車券の種類)を記入して提出するものとする。

2 学校学生生徒旅客運賃割引証の様式は、旅客規則第29条第2項に規定するものによる。

3 学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期間は、一般学校用のものにあつては発行の日から3箇月、通信教育学校用のものにあつては面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了の日の5日後までの期間とする。ただし、一般学校用のもので、学校及び救護施設指定取扱規則第11条第3項又は同条第4項の規定による有効開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第19条 学校及び救護施設指定取扱規則第21条に規定する施設(以下「指定救護施設」という。)に保護され、又は救護される者(以下「被救護者」という。)が旅行する場合で、次条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道乗車又は往路と復路の区間及び経路が同じ区間を往復1回乗車(以下「往復乗車」という。)となる割引普通乗車券を発売する。

2 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため被救護者に付添人を付ける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人を限って、前項の規定を準用する。

3 前項の規定によつて付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が片道乗車となる割引普通乗車券を購入するときであっても、付添人に対して往復乗車となる割引普通乗車券を発売することがある。

(被救護者割引証)

第20条 被救護者は、前条の規定によつて割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車船区間・乗車行程・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、旅客規則第31条第2項

に規定するものによる。

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

(往復割引普通乗車券の発売)

第21条 旅客が旅客会社線区間の営業キロを片道600キロメートルを超えて往復乗車する場合は、往復の割引普通乗車券を発売する。

(中略)

(通学定期乗車券の発売)

第25条 指定学校の学生、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車船する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は旅客規則第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。

- (1) 居住地もより駅と在籍する指定学校(通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場を含む。)もより駅との相互間を、通学のため乗車船する場合
- (2) 100キロメートル以内の旅客会社線区間と別表に定める連絡会社線との間を乗車船する場合
- (3) 区間及び経路を同じくして順路によつて乗車船する場合

(中略)

(旅客運賃・料金の種類)

第41条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 旅客運賃

- イ 普通旅客運賃 { 片道普通旅客運賃  
往復普通旅客運賃  
連続普通旅客運賃

- ロ 定期旅客運賃 { 通勤定期旅客運賃  
通学定期旅客運賃

ハ 団体旅客運賃

- (2) 急行料金 { 特別急行料金  
立席特急料金  
自由席特急料金  
普通急行料金  
特定特急料金

に規定するものによる。

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

第21条 削除

(中略)

(通学定期乗車券の発売)

第25条 指定学校の学生、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車船する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は旅客規則第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。

- (1) 居住地もより駅と在籍する指定学校(通信による教育を行う学校にあつては、面接授業会場又は試験会場を含む。)もより駅との相互間を、通学のため乗車船する場合
- (2) 100キロメートル以内の旅客会社線区間と別表に定める連絡会社線との間を乗車船する場合
- (3) 区間及び経路を同じくして順路によつて乗車船する場合

(中略)

(旅客運賃・料金の種類)

第41条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 旅客運賃

- イ 普通旅客運賃

- ロ 定期旅客運賃 { 通勤定期旅客運賃  
通学定期旅客運賃

ハ 団体旅客運賃

- (2) 急行料金 { 特別急行料金  
立席特急料金  
自由席特急料金  
普通急行料金  
特定特急料金

(3) 特別車両料金 { 特別車両料金(A)  
特別車両料金(B)

(4) 座席指定料金

(中略)

(準用規定)

**第 45 条** 旅客規則第71条、第74条の4、第74条の5、第74条の6、第75条、第76条、第88条及び第89条の規定は、この節に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第 71 条 営業キロを定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方

第 74 条の 4 特別急行列車の個室又は区画を占有使用する場合の旅客運賃・料金

第 74 条の 5 急行列車の設備定員が複数の寝台個室を使用する場合の旅客運賃・料金

第 74 条の 6 補助寝台を使用する場合の急行料金

第 75 条 旅客運賃・料金の概算収受

第 76 条 旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止

第 88 条 新大阪駅又は大阪駅発又は着となる 片道 普通旅客運賃の計算方

第 89 条 北新地駅発又は着となる 片道 普通旅客運賃の計算方

(中略)

(特定都区市内にある旅客会社線駅又はこれに接続する連絡会社線駅発着旅客に対する旅客会社線区間の 片道 普通旅客運賃の計算方)

**第 46 条** 東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅及び川崎新町駅並びに鶴見線各駅を含む。）、名古屋市内、京都市内、大阪市内（南吹田駅、高井田中央駅、J R河内永和駅、J R俊徳道駅、J R長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。）、神戸市内（道場駅を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある旅客会社線の駅又はその駅に接続する連絡会社線の駅を発駅又

(3) 特別車両料金 { 特別車両料金(A)  
特別車両料金(B)

(4) 座席指定料金

(中略)

(準用規定)

**第 45 条** 旅客規則第71条、第74条の4、第74条の5、第74条の6、第75条、第76条、第86条第2項、第87条第2項、第88条及び第89条の規定は、この節に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第 71 条 営業キロを定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方

第 74 条の 4 特別急行列車の個室又は区画を占有使用する場合の旅客運賃・料金

第 74 条の 5 急行列車の設備定員が複数の寝台個室を使用する場合の旅客運賃・料金

第 74 条の 6 補助寝台を使用する場合の急行料金

第 75 条 旅客運賃・料金の概算収受

第 76 条 旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止

第 86 条 特定都区市内にある駅に関連する普通旅客運賃の計算方

第 87 条 東京山手線内にある駅に関連する普通旅客運賃の計算方

第 88 条 新大阪駅又は大阪駅発又は着となる普通旅客運賃の計算方

第 89 条 北新地駅発又は着となる普通旅客運賃の計算方

(中略)

(特定都区市内にある旅客会社線駅又はこれに接続する連絡会社線駅発着旅客に対する旅客会社線区間の普通旅客運賃の計算方)

**第 46 条** 東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅及び川崎新町駅並びに鶴見線各駅を含む。）、名古屋市内、京都市内、大阪市内（南吹田駅、高井田中央駅、J R河内永和駅、J R俊徳道駅、J R長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。）、神戸市内（道場駅を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある旅客会社線の駅又はその駅に接続する連絡会社線の駅を発駅又

は着駅とする場合であつて、旅客規則第86条に規定する当該特定都区市内の中心駅（以下「中心駅」という。）から、旅客会社線の営業キロが片道200キロメートルを超える区間内にある駅との場合の旅客会社線区間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによつて計算する。ただし、特定都区市内にある駅又はその駅に接続する連絡会社線の駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、若しくは特定都区市内にある駅又はその駅から接続する連絡会社線の駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。

(注1) 「特定都区市内にある旅客会社線の駅」とは、旅客規則第86条に規定する駅をいう。

(注2) この条に関係のある特定都区市内にある旅客会社線の駅に接続する連絡会社線及びその接続駅は、次のとおりである。

イ 東京都区内

東武鉄道株式会社

東上線 池袋

その他の線 亀戸、北千住

京成電鉄株式会社線 日暮里

西武鉄道株式会社

池袋線、国分寺線、拝島線、西武秩父線、新宿線 池袋、高田馬場

多摩湖線 高田馬場

小田急電鉄株式会社

小田原線 新宿

江ノ島線 新宿

京王電鉄株式会社線 新宿、渋谷

東急電鉄株式会社線 大井町、蒲田、五反田、目黒、渋谷

京浜急行電鉄株式会社線 品川

ロ 横浜市内

東急電鉄株式会社線 横浜、菊名、長津田

京浜急行電鉄株式会社線 横浜、八丁畷

相模鉄道株式会社線 横浜、羽沢横浜国大

ハ 名古屋市内

近畿日本鉄道株式会社

山田線、鳥羽線、名古屋線 名古屋

ニ 京都市内

近畿日本鉄道株式会社

奈良線、天理線、京都線 京都

ホ 大阪市内

阪急電鉄株式会社

神戸本線、伊丹線、今津線、宝塚本線、箕面線 大阪

近畿日本鉄道株式会社

は着駅とする場合であつて、旅客規則第86条に規定する当該特定都区市内の中心駅（以下「中心駅」という。）から、旅客会社線の営業キロが200キロメートルを超える区間内にある駅との場合の旅客会社線区間の普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによつて計算する。ただし、特定都区市内にある駅若しくはその駅に接続する連絡会社線の駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、又は特定都区市内にある駅若しくははその駅から接続する連絡会社線の駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。

(注1) 「特定都区市内にある旅客会社線の駅」とは、旅客規則第86条第1項各号に掲げる駅をいう。

(注2) この条に関係のある特定都区市内にある旅客会社線の駅に接続する連絡会社線及びその接続駅は、次のとおりである。

イ 東京都区内

東武鉄道株式会社

東上線 池袋

その他の線 亀戸、北千住

京成電鉄株式会社線 日暮里

西武鉄道株式会社

池袋線、新宿線 池袋、高田馬場

小田急電鉄株式会社

小田原線 新宿

京王電鉄株式会社線 新宿、渋谷

東急電鉄株式会社線 大井町、蒲田、五反田、目黒、渋谷

京浜急行電鉄株式会社線 品川

ロ 横浜市内

東急電鉄株式会社線 横浜、菊名、長津田

京浜急行電鉄株式会社線 横浜、八丁畷

相模鉄道株式会社線 横浜

ハ 名古屋市内

近畿日本鉄道株式会社

山田線、鳥羽線、名古屋線 名古屋

ニ 京都市内

近畿日本鉄道株式会社

奈良線、天理線、京都線 京都

ホ 大阪市内

近畿日本鉄道株式会社

難波線、大阪線、信貴線、山田線、奈良線、天理線 鶴橋  
南大阪線、長野線 天王寺

**阪神電気鉄道株式会社**

**本線** **大阪、北新地**

**南海電気鉄道株式会社**

南海本線、高師浜線、加太線、和歌山港線、高野線、  
鋼索線 } **新今宮**

**西日本ジェイアールバス株式会社**

**中国高速線** **大阪、新大阪**

△ **神戸市内**

**阪急電鉄株式会社**

神戸本線、伊丹線、今津線、宝塚本線、箕面線 **三ノ宮**

**阪神電気鉄道株式会社**

**本線、阪神なんば線** **三ノ宮**

△ **福岡市内**

福岡市交通局高速鉄道線 博多

(東京山手線内にある東日本旅客鉄道株式会社線の駅又はこれに接続する連絡会社線発着旅客に対する旅客会社線区間の**片道**普通旅客運賃の計算方)

**第 47 条** 東京山手線内にある東日本旅客鉄道株式会社線の駅又はその駅に接続する連絡会社線の駅を発駅又は着駅とする場合であつて、中心駅から、旅客会社線の営業キロが**片道**100キロメートルを超え200キロメートル以下の区間にある駅との場合の旅客会社線区間の普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによつて計算する。ただし、東京山手線内にある駅**又は**その駅に接続する連絡会社線の駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、東京山手線内の外を経て、再び東京山手線内を通過するとき、**若しくは**東京山手線内にある駅**又は**その駅から接続する連絡会社線の駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、東京山手線内を通過して、東京山手線内の外を経るときを除く。

(注)「東京山手線内にある東日本旅客鉄道株式会社線の駅」とは、旅客規則第87条に規定する駅をいう。

(大人普通旅客運賃)

**第 48 条** 大人普通旅客運賃は、次の各号に**定めるところにより計算した額とする。**

**(1) 大人片道普通旅客運賃は、次に掲げる旅客会社線と連絡会社線の大人片道普通旅客運賃を併算した額とする。**

**イ** 旅客会社線 旅客規則の定めるところによつて計算した運賃

**ロ** 連絡会社線 別に連絡会社線ごとに定める旅客運賃

**(2) 大人往復普通旅客運賃は、前号によつて計算した大人片道普通旅客運賃を2倍した額とする。ただし、関係運輸機関のうち特定大人往復普通旅客運賃の定めのあるときは、**

難波線、大阪線、信貴線、山田線、奈良線、天理線 鶴橋  
南大阪線、長野線 天王寺

△ **福岡市内**

福岡市交通局高速鉄道線 博多

(東京山手線内にある東日本旅客鉄道株式会社線の駅又はこれに接続する連絡会社線発着旅客に対する旅客会社線区間の普通旅客運賃の計算方)

**第 47 条** 東京山手線内にある東日本旅客鉄道株式会社線の駅又はその駅に接続する連絡会社線の駅を発駅又は着駅とする場合であつて、中心駅から、旅客会社線の営業キロが100キロメートルを超え200キロメートル以下の区間にある駅との場合の旅客会社線区間の普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによつて計算する。ただし、東京山手線内にある駅**若しくは**その駅に接続する連絡会社線の駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、東京山手線内の外を経て、再び東京山手線内を通過するとき、**又は**東京山手線内にある駅**若しくは**その駅から接続する連絡会社線の駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、東京山手線内を通過して、東京山手線内の外を経るときを除く。

(注)「東京山手線内にある東日本旅客鉄道株式会社線の駅」とは、旅客規則第87条に規定する駅をいう。

(大人普通旅客運賃)

**第 48 条** 大人普通旅客運賃は、次の各号に掲げる旅客会社線と連絡会社線の大人普通旅客運賃を併算した額とする。

**(1) 旅客会社線** 旅客規則の定めるところによつて計算した**旅客運賃**

**(2) 連絡会社線** 別に連絡会社線ごとに定める旅客運賃

その特定大人往復普通旅客運賃と、その他の運輸機関の大人片道普通旅客運賃を2倍した額との併算額とする。

(注) 旅客規則第90条第1号ただし書に規定する往復普通旅客運賃は、特定大人往復普通旅客運賃に含まれる。

(3) 大人連続普通旅客運賃は、各区间ごとに、第1号の規定によつて計算した運賃を合算した額とする。

(注) 「別に連絡会社線ごとに定める旅客運賃」とは、規程別表に掲げるものをいう。

(中間に連絡会社線が介在する場合における旅客会社線の10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)

第49条 旅客規則第84条から第84条の4までに規定する10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、第43条の規定により、前後の旅客会社線の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを通算する場合に準用する。

(大人割引普通旅客運賃)

第50条 大人割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。

(1) 大人片道割引普通旅客運賃は、旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合を除き、次によつて計算したものを併算した額とする。

イ 旅客会社線区間 大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、旅客規則第74条第1項に規定する端数整理(以下「端数整理」という。)した額

ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、IRいしかわ鉄道株式会社線にあつては、大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額

(2) 旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合の大人片道割引普通旅客運賃は、次によつて計算した額とする。

イ 旅客会社線とJR自動車線との割引率が同じときは、第48条第1号に規定するところによつて計算した大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額とする。

ロ 旅客会社線とJR自動車線との割引率が異なるときは、割引率を同じくする大人片道普通旅客運賃の合計額から、それぞれ割引額を控除し、端数整理したものを併算した額とする。

(3) 大人往復割引普通旅客運賃は、前各号の規定による大人片道割引普通旅客運賃を2倍した額とする。ただし、関係運輸機関において特定大人往復普通旅客運賃の定めのある場合は、次によつて計算したものを併算した額とする。

イ 特定大人往復普通旅客運賃の定めのある運輸機関に

(注) 「別に連絡会社線ごとに定める旅客運賃」とは、規程別表に掲げるものをいう。

(中間に連絡会社線が介在する場合における旅客会社線の10キロメートルまでの普通旅客運賃)

第49条 旅客規則第84条から第84条の5までに規定する10キロメートルまでの普通旅客運賃は、第43条の規定により、前後の旅客会社線の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを通算する場合に準用する。

(大人割引普通旅客運賃)

第50条 大人割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。

(1) 大人割引普通旅客運賃は、旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合を除き、次によつて計算したものを併算した額とする。

イ 旅客会社線区間 大人普通旅客運賃から割引額を控除し、旅客規則第74条第1項に規定する端数整理(以下「端数整理」という。)した額

ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人普通旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、IRいしかわ鉄道株式会社線にあつては、大人普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額

(2) 旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合の大人割引普通旅客運賃は、次によつて計算した額とする。

イ 旅客会社線とJR自動車線との割引率が同じときは、第48条に規定するところによつて計算した大人普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額とする。

ロ 旅客会社線とJR自動車線との割引率が異なるときは、割引率を同じくする大人普通旅客運賃の合計額から、それぞれ割引額を控除し、端数整理したものを併算した額とする。

については、その特定往復普通旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を第1号の規定によつて処理した額  
ロ その他の運輸機関については、第1号の規定によつて  
計算した大人片道割引普通旅客運賃を2倍した額

(4) 連続乗車する場合の大人割引普通旅客運賃は、各区间ごとに、第1号又は第2号の規定によつて計算した運賃を合算した額とする。

2 前項の規定による大人割引普通旅客運賃の計算方は、一部の運輸機関又は同一運輸機関の一部区間についてのみ割引の取扱いをする場合に準用する。

(小児普通旅客運賃)

第51条 小児普通旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とする。

(1) 小児片道普通旅客運賃は、旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合を除き、次によつて計算したものを併算した額とする。

イ 旅客会社線区間 大人片道普通旅客運賃を折半し、端数整理した額

ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人片道普通旅客運賃を折半し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、IRいしかわ鉄道株式会社線にあつては、大人片道普通旅客運賃を折半し、端数整理した額。また、特定小児片道普通旅客運賃の定めのある連絡会社については、その特定小児片道普通旅客運賃

(2) 旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合の小児片道普通旅客運賃は、第48条第1号に規定するところによつて計算した大人片道普通旅客運賃を折半し、端数整理した額とする。

(3) 小児往復普通旅客運賃は、前各号の規定によつて算出した小児片道普通旅客運賃を2倍した額とする。ただし、関係運輸機関において特定大人往復普通旅客運賃又は特定小児往復普通旅客運賃の定めのある場合は、次によつて計算したものを併算した額とする。

イ 特定大人往復普通旅客運賃の定めのある運輸機関については、その特定大人往復普通旅客運賃を折半し、10円未満の端数を第1号の規定によつて処理した額

ロ 特定小児往復普通旅客運賃の定めのある運輸機関については、イの規定にかかわらず、その特定小児往復普通旅客運賃

ハ その他の運輸機関については、第1号の規定によつて算出した片道普通旅客運賃を2倍した額

(4) 小児連続普通旅客運賃は、各区间ごとに、第1号又は第

2 前項の規定による大人割引普通旅客運賃の計算方は、一部の運輸機関又は同一運輸機関の一部区間についてのみ割引の取扱いをする場合に準用する。

(小児普通旅客運賃)

第51条 小児普通旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とする。

(1) 小児普通旅客運賃は、旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合を除き、次によつて計算したものを併算した額とする。

イ 旅客会社線区間 大人普通旅客運賃を折半し、端数整理した額

ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人普通旅客運賃を折半し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、IRいしかわ鉄道株式会社線にあつては、大人普通旅客運賃を折半し、端数整理した額。また、特定小児普通旅客運賃の定めのある連絡会社については、その特定小児普通旅客運賃

(2) 旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合の小児普通旅客運賃は、第48条に規定するところによつて計算した大人普通旅客運賃を折半し、端数整理した額とする。

2号によつて算出した運賃を合算した額とする。

(小児割引普通旅客運賃)

第 52 条 小児割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。

(1) 小児 片道 割引普通旅客運賃は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合を除き、次によつて計算したものを併算した額とする。

イ 旅客会社線区間 小児 片道 普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額

ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに小児 片道 普通旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、I R いしかわ鉄道株式会社線にあつては、小児 片道 普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額

(2) 旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合の小児 片道 割引普通旅客運賃は、次によつて計算した額とする。

イ 旅客会社線と J R 自動車線との割引率が同じときは、第51条第 2 号に規定するところによつて計算した小児 片道 普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額とする。

ロ 旅客会社線と J R 自動車線との割引率が異なるときは、割引率を同じくする小児 片道 普通旅客運賃の合計額から、それぞれの割引額を控除し、端数整理したものを併算した額とする。

(3) 小児往復割引普通旅客運賃は、前各号の規定による小児片道割引普通旅客運賃を 2 倍した額とする。ただし、関係運輸機関において特定大人往復普通旅客運賃又は特定小児往復普通旅客運賃の定めのある場合は、次によつて計算したものを併算した額とする。

イ 特定大人往復普通旅客運賃の定めのある運輸機関については、その特定大人往復普通旅客運賃を折半し、10円未満の端数を第 1 号の規定によつて処理した額から割引額を控除し、更に10円未満の端数を第 1 号の規定によつて処理した額

ロ 特定小児往復普通旅客運賃の定めのある運輸機関については、その特定小児往復普通旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を第 1 号の規定によつて処理した額

ハ その他の運輸機関については、第 1 号の規定によつて算出した小児片道普通旅客運賃を 2 倍した額

(4) 連続乗車する場合の小児割引普通旅客運賃は、各区间ごとに、第 1 号又は第 2 号の規定によつて計算した運賃を合算したものである。

2 第50条第 2 項の規定は、小児 片道 割引普通旅客運賃の計算

(小児割引普通旅客運賃)

第 52 条 小児割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。

(1) 小児割引普通旅客運賃は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合を除き、次によつて計算したものを併算した額とする。

イ 旅客会社線区間 小児普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額

ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに小児普通旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、I R いしかわ鉄道株式会社線にあつては、小児普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額

(2) 旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合の小児割引普通旅客運賃は、次によつて計算した額とする。

イ 旅客会社線と J R 自動車線との割引率が同じときは、第51条第 2 号に規定するところによつて計算した小児普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額とする。

ロ 旅客会社線と J R 自動車線との割引率が異なるときは、割引率を同じくする小児普通旅客運賃の合計額から、それぞれの割引額を控除し、端数整理したものを併算した額とする。

2 第50条第 2 項の規定は、小児割引普通旅客運賃の計算の場

の場合に準用する。

(学生割引)

**第 53 条** 第17条の規定により学生又は生徒に対して割引普通乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところにより、大人普通旅客運賃を割引する。

(1) 旅客会社線

第17条第1号に規定する場合 全区間 2 割引とする。

(2) 連絡会社線

第17条第2号に規定する場合 全区間 2 割引とする。

その他の場合 割引をしない。

**2 第21条の規定により往復乗車する学生又は生徒に対して、学生割引の普通乗車券を発売する場合は、往路及び復路の区間ごとに、それぞれ第55条の規定による割引の普通旅客運賃の2割を割引する。**

(被救護者割引)

**第 54 条** 第19条の規定により被救護者又はその付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、旅客会社線及び連絡会社線とも、普通旅客運賃の5割を割引する。

**(往復割引)**

**第 55 条** **第21条の規定により、往復乗車する旅客に対して往復割引普通乗車券を発売する場合は、旅客会社線の往路及び復路の区間について、それぞれ普通旅客運賃の1割を割引する。**

(中略)

(中間に連絡会社線が介在する場合における定期旅客運賃の特定)

**第 59 条** 旅客規則第99条第1号**及び第2号**に規定する電車特定区間内相互発着の定期旅客運賃の特定は、第43条の規定により、前後の旅客会社線の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを通算する場合に準用する。

(注) 「電車特定区間」とは、旅客規則第78条第2項に規定する区間をいう。

(中略)

(団体旅客運賃の計算方)

**第 64 条** 団体旅客運賃の計算方は、旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合を除き、次の各号に定めるところとする。

(1) 大人団体旅客運賃

運輸機関ごとに、第48条の規定に準じて計算した1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を控除したうえ、旅客会社線については、端数整理した額に、また、連絡会社線については、連絡会社ごとに10円未満の端数を10円に切り上げ

合に準用する。

(学生割引)

**第 53 条** 第17条の規定により学生又は生徒に対して割引普通乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところにより、大人普通旅客運賃を割引する。

(1) 旅客会社線

第17条第1号に規定する場合 全区間 2 割引とする。

(2) 連絡会社線

第17条第2号に規定する場合 全区間 2 割引とする。

その他の場合 割引をしない。

(被救護者割引)

**第 54 条** 第19条の規定により被救護者又はその付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、旅客会社線及び連絡会社線とも、普通旅客運賃の5割を割引する。

**第 55 条** **削除**

(中略)

(中間に連絡会社線が介在する場合における定期旅客運賃の特定)

**第 59 条** 旅客規則第99条第1号に規定する電車特定区間内相互発着の定期旅客運賃の特定は、第43条の規定により、前後の旅客会社線の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを通算する場合に準用する。

(注) 「電車特定区間」とは、旅客規則第78条第2項に規定する区間をいう。

(中略)

(団体旅客運賃の計算方)

**第 64 条** 団体旅客運賃の計算方は、旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合を除き、次の各号に定めるところとする。

(1) 大人団体旅客運賃

運輸機関ごとに、第48条の規定に準じて計算した1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を控除したうえ、旅客会社線については、端数整理した額に、また、連絡会社線については、連絡会社ごとに10円未満の端数を10円に切り上げ

た額（I R いしかわ鉄道株式会社線にあつては端数整理した額）に、それぞれ団体旅客運賃の収受人員を乗じ、これを合算する。

(2) 小児団体旅客運賃

運輸機関ごとに、第51条第1号の規定に準じて計算した1人当り小児普通旅客運賃から割引額を控除したうえ、前号の規定に準じて計算する。

(3) 大人及び小児混乗の場合の団体旅客運賃

大人及び小児各別に、前各号によつて算出した額を合算する。

2 旅客会社線とJ R自動車線にまたがる場合の団体旅客運賃の計算方は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人団体旅客運賃

イ 旅客会社線とJ R自動車線との割引率が同じときは、第48条第1号に規定するところによつて計算した大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額に、団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

ロ 旅客会社線とJ R自動車線との割引率が異なるときは、割引率を同じくする大人片道普通旅客運賃の合計額から、それぞれの割引額を控除し、端数整理したものを併算した額に、団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

(中略)

(乗車券の有効期間)

第75条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。

(1) 普通乗車券

イ 片道乗車券

(イ) 一般の場合

a J R自動車線にまたがるものを除き、旅客会社の営業キロと連絡会社の営業キロ程（旅客運賃計算キロ程の定めのあるときはそのキロ程、旅客規則第14条、第69条から第71条まで、第86条及び第87条の規定により旅客会社線の旅客運賃を計算するときは、同第154条第2項に規定する営業キロ。以下、この章において同じ。）を通算し、旅客規則第154条第1項第1号イ本文の規定によつて算定する。

b J R自動車線にまたがる場合の有効期間は、次の各号の期間を合算したものとする。ただし、全区間のキロ程が100キロメートルまでのときは、1日とする。

(一) J R自動車線以外の区間 aの規定に

た額（I R いしかわ鉄道株式会社線にあつては端数整理した額）に、それぞれ団体旅客運賃の収受人員を乗じ、これを合算する。

(2) 小児団体旅客運賃

運輸機関ごとに、第51条第1号の規定に準じて計算した1人当り小児普通旅客運賃から割引額を控除したうえ、前号の規定に準じて計算する。

(3) 大人及び小児混乗の場合の団体旅客運賃

大人及び小児各別に、前各号によつて算出した額を合算する。

2 旅客会社線とJ R自動車線にまたがる場合の団体旅客運賃の計算方は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人団体旅客運賃

イ 旅客会社線とJ R自動車線との割引率が同じときは、第48条に規定するところによつて計算した大人普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額に、団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

ロ 旅客会社線とJ R自動車線との割引率が異なるときは、割引率を同じくする大人普通旅客運賃の合計額から、それぞれの割引額を控除し、端数整理したものを併算した額に、団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

(中略)

(乗車券の有効期間)

第75条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。

(1) 普通乗車券

イ ロ以外の場合

(イ) J R自動車線にまたがるものを除き、旅客会社の営業キロと連絡会社の営業キロ程（旅客運賃計算キロ程の定めのあるときはそのキロ程、旅客規則第14条、第69条から第71条まで、第86条及び第87条の規定により旅客会社線の旅客運賃を計算するときは、同第154条第2項に規定する営業キロ。以下、この章において同じ。）を通算し、旅客規則第154条第1項第1号の規定によつて算定する。

(ロ) J R自動車線にまたがる場合の有効期間は、次の各号の期間を合算したものとする。ただし、全区間のキロ程が100キロメートルまでのときは、1日とする。

a J R自動車線以外の区間 (イ)の規定により

より算定した期間

(二) JR自動車線区間 1日

(ロ) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合

東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1日とする。

a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線

秩父鉄道株式会社線

わたらせ渓谷鐵道株式会社線

ひたちなか海浜鐵道株式会社線

関東鐵道株式会社線

真岡鐵道株式会社線

銚子電氣鐵道株式会社線

鹿島臨海鐵道株式会社線

小湊鐵道株式会社線

東葉高速鐵道株式会社線

東武鐵道株式会社線

京成電鉄株式会社線

西武鐵道株式会社線

東京地下鉄株式会社線

東京臨海高速鐵道株式会社線

東京モノレール株式会社線

小田急電鉄株式会社線

京王電鉄株式会社線

東急電鉄株式会社線

京浜急行電鉄株式会社線

相模鐵道株式会社線

株式会社小田急箱根線

伊豆急行株式会社線

富士山麓電氣鐵道株式会社線

アルピコ交通株式会社線

しなの鐵道株式会社線

伊豆箱根鐵道株式会社線

b 大阪付近西日本旅客鐵道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線

近江鐵道株式会社

本線、八日市線

阪急電鉄株式会社

神戸本線、伊丹線、今津線、宝塚本線、箕面線

近畿日本鐵道株式会社線

算定した期間

b JR自動車線区間 1日

ロ 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合

東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1日とする。

(イ) 東京付近東日本旅客鐵道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線

秩父鐵道株式会社線

わたらせ渓谷鐵道株式会社線

関東鐵道株式会社線

鹿島臨海鐵道株式会社線

東葉高速鐵道株式会社線

東武鐵道株式会社線

京成電鉄株式会社線

西武鐵道株式会社線

東京地下鉄株式会社線

東京臨海高速鐵道株式会社線

東京モノレール株式会社線

小田急電鉄株式会社線

京王電鉄株式会社線

東急電鉄株式会社線

京浜急行電鉄株式会社線

相模鐵道株式会社線

株式会社小田急箱根線

伊豆急行株式会社線

富士山麓電氣鐵道株式会社線

アルピコ交通株式会社線

しなの鐵道株式会社線

伊豆箱根鐵道株式会社線

(ロ) 大阪付近西日本旅客鐵道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線

近江鐵道株式会社

本線、八日市線

近畿日本鐵道株式会社線

神戸電鉄株式会社

有馬線、三田線、粟生線

阪神電気鉄道株式会社

本線、阪神なんば線

南海電気鉄道株式会社

南海本線、高師浜線、加太線、和歌山港線、

高野線、鋼索線

信楽高原鐵道株式会社線

c 福岡付近九州旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線

福岡市交通局高速鉄道線

平成筑豊鉄道線

d 新潟付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線

北越急行株式会社線

えちごトキめき鉄道株式会社線

e 仙台付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線

仙台空港鉄道株式会社線

阿武隈急行鉄道株式会社線

山形鉄道株式会社線

ロ 往復乗車券

片道乗車券の有効期間の2倍とする。ただし、旅客規則第26条第2号ただし書に規定する場合は、往路及び復路の区間ごとに片道乗車券の計算方法によつて計算した有効期間を合計した期間とする。

ハ 連続乗車券

各券片について、片道乗車券の計算方法によつて計算した有効期間を合計した期間とする。

(2) 定期乗車券

通勤定期乗車券及び通学定期乗車券

1箇月、3箇月又は6箇月とする。

2 旅客運賃が同額のため2駅以上を共通の着駅とした普通乗車券の有効期間は、前項第1号の規定にかかわらず、その最遠駅着のキロ程によつて計算する。

(注) 「旅客会社線大都市近郊区間」とは、旅客規則第156条第2号の大都市近郊区間をいう。

(途中下車)

**第76条** 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によつて、その券面に表示された発着区間内の着駅(旅客運賃が同額のため2駅以上を共通の着駅とした乗車券については最終着駅)以外の駅に下車して出場した後、再び列車等に乗り継いで旅行すること(以下「途中下車」という。)ができる。ただし、次の各号に定める駅(連絡接続駅を除く。)においては、途中下車をすることができない。

(ハ) 福岡付近九州旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線

福岡市交通局高速鉄道線

平成筑豊鉄道線

(ニ) 新潟付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線

北越急行株式会社線

えちごトキめき鉄道株式会社線

(ホ) 仙台付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線

仙台空港鉄道株式会社線

阿武隈急行鉄道株式会社線

山形鉄道株式会社線

(2) 定期乗車券

通勤定期乗車券及び通学定期乗車券

1箇月、3箇月又は6箇月とする。

2 旅客運賃が同額のため2駅以上を共通の着駅とした普通乗車券の有効期間は、前項第1号の規定にかかわらず、その最遠駅着のキロ程によつて計算する。

(注) 「旅客会社線大都市近郊区間」とは、旅客規則第156条第2号の大都市近郊区間をいう。

(途中下車)

**第76条** 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によつて、その券面に表示された発着区間内の着駅(旅客運賃が同額のため2駅以上を共通の着駅とした乗車券については最終着駅)以外の駅に下車して出場した後、再び列車等に乗り継いで旅行すること(以下「途中下車」という。)ができる。ただし、次の各号に定める駅(連絡接続駅を除く。)においては、途中下車をすることができない。

- (1) 全区間のキロ程が **片道**100キロメートルまでの区間に対する普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅。ただし、列車等の接続駅で、接続関係等の理由により、旅客が下車を希望する場合を除く。
- (2) 第46条及び第47条の規定によつて発売した乗車券を使用する場合は、当該乗車券の券面に表示された発駅又は着駅と同一の特定都区市内又は東京山手線内の旅客会社線駅
- (3) 前条第1項第1号 **イの(ロ)**に規定する区間に発着する普通乗車券所持の旅客は、その区間内の駅
- (4) 自動車線区間内の駅。ただし、運輸機関が指定した駅を除く。

**(5)** 運輸機関が特に途中下車できない駅を指定した場合は、その指定した駅

(注) 第46条又は第47条の規定によつて発売した乗車券を使用する場合であつても、特定都区市内又は東京山手線内にある旅客会社線駅に接続する連絡会社線の駅発又は着の乗車券による旅客は、その接続駅と同一の都区市内又は東京山手線内旅客会社線の順路内の駅で途中下車をすることができる。

(乗車区間の選択)

**第 77 条** 次の各号の旅客は、当該各号に掲げる区間のうち、いずれか一方を選択して乗車することができる。

- (1) 旅客規則第69条第1項及び第157条第1項に規定する区間発着の普通乗車券を所持する旅客 } 同条に規定する区間又は経路
- (2) 第75条第1項第1号 **イの(ロ)**に規定する区間発着の普通乗車券を所持する旅客 } 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間の経路

- (1) 全区間のキロ程が100キロメートルまでの区間に対する普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅。ただし、列車等の接続駅で、接続関係等の理由により、旅客が下車を希望する場合を除く。
- (2) 第46条及び第47条の規定によつて発売した乗車券を使用する場合は、当該乗車券の券面に表示された発駅又は着駅と同一の特定都区市内又は東京山手線内の旅客会社線駅
- (3) 前条第1項第1号 **ロ**に規定する区間に発着する普通乗車券所持の旅客は、その区間内の駅
- (4) 自動車線区間内の駅。ただし、運輸機関が指定した駅を除く。

**(5) 第91条から第92条の3までの規定により区間変更の取扱いをする場合で、原乗車券の発駅から変更着駅までの区間が前条第1項第1号ロに規定する区間となるときは、変更後の乗車券の券面区間内の駅**

**(6)** 運輸機関が特に途中下車できない駅を指定した場合は、その指定した駅

(注) 第46条又は第47条の規定によつて発売した乗車券を使用する場合であつても、特定都区市内又は東京山手線内にある旅客会社線駅に接続する連絡会社線の駅発又は着の乗車券による旅客は、その接続駅と同一の都区市内又は東京山手線内旅客会社線の順路内の駅で途中下車をすることができる。

(乗車区間の選択)

**第 77 条** 次の各号の旅客は、当該各号に掲げる区間のうち、いずれか一方を選択して乗車することができる。

- (1) 旅客規則第69条第1項及び第157条第1項に規定する区間発着の普通乗車券を所持する旅客 } 同条に規定する区間又は経路
- (2) 第75条第1項第1号 **ロ**に規定する区間 **内相互**発着の普通乗車券を所持する旅客 } 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間の経路

**(注) 東北本線(新幹線)中東京・那須塩原間、高崎線(新幹線)中大宮・高崎間、東海道本線(新幹線)中新大阪・新神戸間及び山陽本線(新幹線)中新神戸・西明石間、信越本線(新幹線)中長岡・新潟間並びに東北本線(新幹線)中郡山・一ノ関間は旅客会社線大都市近郊区間に含まないが、第75条第1項第1号ロに規定する区間内相互発着の普通乗車券であつても、その旅客運賃計算経路が旅客規則第16条の2の規定により同一の線路として取り扱う線区を経由する場合(同第70条第1項に掲げる図の太線区間を通過するため、同区間内の経路の指定を行わない場合を含む。)に限り、乗車の取扱いをすることができる。**

(中略)

(準用規定)

**第 79 条** 旅客規則第147条から第153条まで、第155条、第158条から第161条まで、第164条から第168条まで、第170条から第172条まで、第172条の3から第174条まで、第176条、第182条の4及び第182条の5の規定は、この章に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

- 第 147 条 乗車券類の使用条件
- 第 148 条 乗車券類の効力の特例
- 第 149 条 券面表示事項が不明又は不備の乗車券類
- 第 150 条 不乗区間に対する取扱い
- 第 151 条 有効期間の起算日
- 第 152 条 小児用乗車券類の効力の特例
- 第 153 条 乗車券類不正使用未遂の場合の取扱方
- 第 155 条 継続乗車
- 第 158 条 特定区間におけるう回乗車
- 第 159 条 特定区間を通過する場合のう回乗車
- 第 160 条 特定区間発着の場合のう回乗車
- 第 160 条の2 特定分岐区間に対する区間外乗車の特例
- 第 160 条の3 特定都区市内等における折返し乗車の特例
- 第 160 条の4 分岐駅通過列車に対する区間外乗車の特例
- 第 160 条の5 海田市・広島間に係る区間外乗車の特例**
- 第 160 条の6 特定列車による折返し区間外乗車の特例
- 第 160 条の7 特定列車によるう回乗車の取扱いの特例
- 第 161 条 定期乗車券による急行列車等への乗車禁止
- 第 164 条 改氏名の場合の定期乗車券の書替
- 第 165 条 乗車券が前途無効となる場合
- 第 166 条 前途無効となる乗車券の特例
- 第 167 条 定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合
- 第 168 条 定期乗車券が無効となる場合
- 第 170 条 通学定期乗車券等の効力
- 第 171 条 学生用割引乗車券等の効力
- 第 172 条 急行券の効力
- 第 172 条の3 未指定特急券の効力
- 第 173 条 指定席特急券の指定駅から乗車しない場

(中略)

(準用規定)

**第 79 条** 旅客規則第147条から第153条まで、第155条、第158条から第161条まで、第164条から第168条まで、第170条から第172条まで、第172条の3から第174条まで、第176条、第182条の4及び第182条の5の規定は、この章に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

- 第 147 条 乗車券類の使用条件
- 第 148 条 乗車券類の効力の特例
- 第 149 条 券面表示事項が不明又は不備の乗車券類
- 第 150 条 不乗区間に対する取扱い
- 第 151 条 有効期間の起算日
- 第 152 条 小児用乗車券類の効力の特例
- 第 153 条 乗車券類不正使用未遂の場合の取扱方
- 第 155 条 継続乗車
- 第 158 条 特定区間におけるう回乗車
- 第 159 条 特定区間を通過する場合のう回乗車
- 第 160 条 特定区間発着の場合のう回乗車
- 第 160 条の2 特定分岐区間に対する区間外乗車の特例
- 第 160 条の3 特定都区市内等における折返し乗車の特例
- 第 160 条の4 分岐駅通過列車に対する区間外乗車の特例
- 第 160 条の5 小倉・門司港間に係る区間外乗車の特例**
- 第 160 条の6 特定列車による折返し区間外乗車の特例
- 第 160 条の7 特定列車によるう回乗車の取扱いの特例
- 第 161 条 定期乗車券による急行列車等への乗車禁止
- 第 164 条 改氏名の場合の定期乗車券の書替
- 第 165 条 乗車券が前途無効となる場合
- 第 166 条 前途無効となる乗車券の特例
- 第 167 条 定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合
- 第 168 条 定期乗車券が無効となる場合
- 第 170 条 通学定期乗車券等の効力
- 第 171 条 学生用割引乗車券等の効力
- 第 172 条 急行券の効力
- 第 172 条の3 未指定特急券の効力
- 第 173 条 指定席特急券の指定駅から乗車しない場

合の取扱い

第174条 急行券が無効となる場合

第176条 指定特別車両券の指定駅から乗車しない場合等の取扱い

第182条の4 座席指定券の効力

第182条の5 座席指定券の指定駅から乗車しない場合等の取扱い

(中略)

(乗車券類の様式)

第84条 乗車券類の様式は、旅客規則第189条から第191条まで、第193条から第196条まで、第198条から第201条まで、第208条、第211条から第216条まで、第219条及び第222条から第223条までに規定するものに準ずる。この場合、区間を金額により表示するものにあつては、発売運賃のほか、接続駅名、運輸機関名及び接続駅からの区間運賃を「「横浜▶何々会社線何々区間」」の例により、また、区間を営業キロ地帯により表示するものにあつては、営業キロ地帯を着駅名の表示にかえ、旅客会社線の営業キロ地帯を「(東日本会社線何kmまで)」の例により表示する。

(注1) 連絡会社発売の乗車券類の発駅名には「小田急電鉄経堂から」の例により連絡会社線の略号を附記する。ただし、「近鉄四日市」のように駅名に連絡会社名を冠記している場合には、連絡会社線の略号を附記することを省略することができる。

(注2) 連絡会社において発売する補充式乗車券の発区分記号の印刷は、これを省略する。

(注3) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりとする。

第189条 常備片道乗車券の様式

第190条 準常備片道乗車券の様式

第191条 補充片道乗車券の様式

第193条 常備往復乗車券の様式

第194条 準常備往復乗車券の様式

第195条 補充往復乗車券の様式

第196条 常備連続乗車券の様式

第198条 補充連続乗車券の様式

第199条 常備定期乗車券の様式

第200条 準常備定期乗車券の様式

第201条 補充定期乗車券の様式

第208条 団体乗車券の様式

第211条 常備急行券の様式

第212条 準常備急行券の様式

第213条 車内急行券の様式

第214条 常備特別車両券の様式

合の取扱い

第174条 急行券が無効となる場合

第176条 指定特別車両券の指定駅から乗車しない場合等の取扱い

第182条の4 座席指定券の効力

第182条の5 座席指定券の指定駅から乗車しない場合等の取扱い

(中略)

(乗車券類の様式)

第84条 乗車券類の様式は、旅客規則第189条から第191条まで、第199条から第201条まで、第208条、第211条から第216条まで、第219条及び第222条から第223条までに規定するものに準ずる。この場合、区間を金額により表示するものにあつては、発売運賃のほか、接続駅名、運輸機関名及び接続駅からの区間運賃を「「横浜▶何々会社線何々区間」」の例により、また、区間を営業キロ地帯により表示するものにあつては、営業キロ地帯を着駅名の表示にかえ、旅客会社線の営業キロ地帯を「(東日本会社線何kmまで)」の例により表示する。

(注1) 連絡会社発売の乗車券類の発駅名には「小田急電鉄経堂から」の例により連絡会社線の略号を附記する。ただし、「近鉄四日市」のように駅名に連絡会社名を冠記している場合には、連絡会社線の略号を附記することを省略することができる。

(注2) 連絡会社において発売する補充式乗車券の発区分記号の印刷は、これを省略する。

(注3) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりとする。

第189条 常備普通乗車券の様式

第190条 準常備普通乗車券の様式

第191条 補充普通乗車券の様式

第199条 常備定期乗車券の様式

第200条 準常備定期乗車券の様式

第201条 補充定期乗車券の様式

第208条 団体乗車券の様式

第211条 常備急行券の様式

第212条 準常備急行券の様式

第213条 車内急行券の様式

第214条 常備特別車両券の様式

- 第 215 条 準常備特別車両券の様式
- 第 216 条 車内特別車両券の様式
- 第 219 条 常備座席指定券の様式
- 第 222 条 クーポン乗車券類の様式
- 第 222 条の 2 特殊共通券の様式
- 第 223 条 特殊指定共通券の様式

(中略)

(準用規定)

**第 86 条** 旅客規則第225条、第226条及び第227条第 1 号イの(ロ)及び(ハ)の規定は、この節に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

- 第 225 条 一般用特別補充券の様式
- 第 226 条 特殊区間用特別補充券の様式
- 第 227 条 乗車変更専用特別補充券の様式

(中略)

(区間変更)

**第 91 条** 普通乗車券、自由席特急券、特定特急券、普通急行券又は自由席特別車両券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後において、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券に表示された着駅又は経路について、次の各号に定める変更（以下「区間変更」という。）をすることができる。

- (1) 着駅を、当該着駅をこえた駅への変更
- (2) 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅への変更
- (3) 経路を、当該経路と異なる経路への変更

2 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

(1) 普通乗車券

イ 次により取り扱う。この場合、原乗車券が、割引普通乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）であつて、その割引が実際に乗車船する区間に対しても適用のあるものであるときは、変更区間及び不乗車船区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引の普通旅客運賃によつて計算する。

(イ) 前項第 1 号に規定する場合は、変更区間に対する普通旅客運賃を収受する。

(ロ) 前項第 2 号及び第 3 号に規定する場合は、変更区間（変更区間が 2 区間以上あるときで、その変更区間の間に原乗車券の区間があるときは、これを変更区間とみなす。以下同じ。）に対する普通旅客運賃と原乗車券

- 第 215 条 準常備特別車両券の様式
- 第 216 条 車内特別車両券の様式
- 第 219 条 常備座席指定券の様式
- 第 222 条 クーポン乗車券類の様式
- 第 222 条の 2 特殊共通券の様式
- 第 223 条 特殊指定共通券の様式

(中略)

(準用規定)

**第 86 条** 旅客規則第225条、第226条及び第227条第 1 号イの規定は、この節に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

- 第 225 条 一般用特別補充券の様式
- 第 226 条 特殊区間用特別補充券の様式
- 第 227 条 乗車変更専用特別補充券の様式

(中略)

(区間変更)

**第 91 条** 普通乗車券、自由席特急券、特定特急券、普通急行券又は自由席特別車両券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後において、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券に表示された着駅又は経路について、次の各号に定める変更（以下「区間変更」という。）をすることができる。

- (1) 着駅を、当該着駅をこえた駅への変更
- (2) 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅への変更
- (3) 経路を、当該経路と異なる経路への変更

2 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

(1) 普通乗車券

イ 次により取り扱う。この場合、原乗車券が、割引普通乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）であつて、その割引が実際に乗車船する区間に対しても適用のあるものであるときは、変更区間及び不乗車船区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引の普通旅客運賃によつて計算する。

(イ) 前項第 1 号に規定する場合は、変更区間に対する普通旅客運賃を収受する。

(ロ) 前項第 2 号及び第 3 号に規定する場合は、変更区間（変更区間が 2 区間以上あるときで、その変更区間の間に原乗車券の区間があるときは、これを変更区間とみなす。以下同じ。）に対する普通旅客運賃と原乗車券

の不乗車船区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

ロ **イの場合において**、原乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）が次のいずれかに該当するときは、原乗車券の区間に対してすでに収受した旅客運賃と実際の乗車船区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額を収受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が、割引普通乗車券であつて、その割引が実際に乗車船する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車船区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によつて計算する。

(イ) 第75条第1項第1号**イ(ロ)**に規定する区間内**にある駅**相互発着の乗車券で、同区間内**の駅**に区間変更の取扱いをするとき。

(ロ) **片道の**乗車区間のキロ程が100キロメートル以内の普通乗車券で区間変更の取扱いをするとき。

(2) 自由席特急券、特定特急券、普通急行券又は自由席特別車両券

原乗車券類に対するすでに収受した料金と実際の乗車区間のキロ程又は同区間に対する料金を比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

(中略)

(連絡運輸区域を越える通過連絡運輸にかかわる特例)

**第 92 条の 3** 旅客が旅行開始後又は使用開始後に連絡会社線を通過し、前後の旅客会社線にまたがって乗車船する乗車変更の請求をした場合であつて、非変更区間と変更区間を通じた区間が、**第 1 条第 2 項に規定する区間**を越えるときは、次の各号により取り扱うものとする。

(1) 原乗車券が、第43条の規定を適用したものである場合  
変更の請求をした区間について、別途乗車としてその区間に対する**片道**普通旅客運賃を収受する。

(2) 前号以外の場合

非変更区間と変更区間を通じた全乗車船区間について第43条の規定を適用しないものとし、区間変更として前後の旅客会社線区間ごとに算出した普通旅客運賃と連絡会社線の普通旅客運賃とを合算した額からすでに収受した旅客運賃を差し引いた額を収受するものとする。ただし、原乗車券が、旅客会社線内相互発着のものであつて、営業キロが100キロメートルを超えるもの（東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間内相互発着となる場合を除く。）である場合は、原乗車券の着駅から接続駅までの旅客会社線の普通旅客運賃、連絡会社線の普

の不乗車船区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

ロ **前イの規定にかかわらず**、原乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）が次のいずれかに該当するときは、原乗車券の区間に対してすでに収受した旅客運賃と実際の乗車船区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額を収受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が、割引普通乗車券であつて、その割引が実際に乗車船する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車船区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によつて計算する。

(イ) 第75条第1項第1号**ロ**に規定する区間内相互発着の乗車券で、同区間内**相互発着の乗車券**に区間変更の取扱いをするとき。

(ロ) 乗車区間のキロ程が100キロメートル以内の普通乗車券で区間変更の取扱いをするとき。

(2) 自由席特急券、特定特急券、普通急行券又は自由席特別車両券

原乗車券類に対するすでに収受した料金と実際の乗車区間のキロ程又は同区間に対する料金を比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

(中略)

(連絡運輸区域を越える通過連絡運輸にかかわる特例)

**第 92 条の 3** 旅客が旅行開始後又は使用開始後に連絡会社線を通過し、前後の旅客会社線にまたがって乗車船する乗車変更の請求をした場合であつて、非変更区間と変更区間を通じた区間が、**別に定める連絡運輸区域**を越えるときは、次の各号により取り扱うものとする。

(1) 原乗車券が、第43条の規定を適用したものである場合  
変更の請求をした区間について、別途乗車としてその区間に対する普通旅客運賃を収受する。

(2) 前号以外の場合

非変更区間と変更区間を通じた全乗車船区間について第43条の規定を適用しないものとし、区間変更として前後の旅客会社線区間ごとに算出した普通旅客運賃と連絡会社線の普通旅客運賃とを合算した額からすでに収受した旅客運賃を差し引いた額を収受するものとする。ただし、原乗車券が、旅客会社線内相互発着のものであつて、営業キロが100キロメートルを超えるもの（東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間内相互発着となる場合を除く。）である場合は、原乗車券の着駅から接続駅までの旅客会社線の普通旅客運賃、連絡会社線の普

通旅客運賃及び接続駅から着駅までの旅客会社線の普通旅客運賃とを合算した額を収受するものとする。

2 旅客が旅行開始後又は使用開始後に旅客会社線を通過し、前後のしなの鉄道株式会社線にまたがって乗車する乗車変更の請求をした場合であつて、非変更区間と変更区間を通じた区間が、第1条第2項に規定する区間を越えるときは、次の各号により取り扱うものとする。

(1) 原乗車券が、第43条の規定を適用したものである場合  
変更の請求をした区間について、別途乗車としてその区間に対する片道普通旅客運賃を収受する。

(2) 前号以外の場合  
非変更区間と変更区間を通じた全乗車区間について第43条の規定を適用しないものとし、区間変更として前後のしなの鉄道株式会社線区間ごとに算出した普通旅客運賃と旅客会社線の普通旅客運賃とを合算した額からすでに収受した旅客運賃を差し引いた額を収受するものとする。

(中略)

(準用規定)

第96条 旅客規則第237条の3から第240条まで、第243条、第244条、第245条から第247条まで及び第250条の規定は、この章に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第237条の3 手数料の収受

第238条 払いもどし請求権行使の期限

第239条 旅客運賃・料金の払いもどしをする場合の限度額

第240条 乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の収受又は払いもどしをする場合の既収額

第243条 割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限

第244条 指定券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等

第245条 継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止

第246条 乗車変更の取扱いをした場合の乗車券類の有効期間等

第247条 別途乗車

第250条 特定区間等の途中駅が変更の開始又は終了となる区間変更の場合の旅客運賃の計算方

(以下略)

通旅客運賃及び接続駅から着駅までの旅客会社線の普通旅客運賃とを合算した額を収受するものとする。

2 旅客が旅行開始後又は使用開始後に旅客会社線を通過し、前後のしなの鉄道株式会社線にまたがって乗車する乗車変更の請求をした場合であつて、非変更区間と変更区間を通じた区間が、第1条第2項に規定する区間を越えるときは、次の各号により取り扱うものとする。

(1) 原乗車券が、第43条の規定を適用したものである場合  
変更の請求をした区間について、別途乗車としてその区間に対する普通旅客運賃を収受する。

(2) 前号以外の場合  
非変更区間と変更区間を通じた全乗車区間について第43条の規定を適用しないものとし、区間変更として前後のしなの鉄道株式会社線区間ごとに算出した普通旅客運賃と旅客会社線の普通旅客運賃とを合算した額からすでに収受した旅客運賃を差し引いた額を収受するものとする。

(中略)

(準用規定)

第96条 旅客規則第237条の3から第240条まで、第243条、第244条、第245条から第247条まで、第250条及び第250条の2の規定は、この章に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第237条の3 手数料の収受

第238条 払いもどし請求権行使の期限

第239条 旅客運賃・料金の払いもどしをする場合の限度額

第240条 乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の収受又は払いもどしをする場合の既収額

第243条 割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限

第244条 指定券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等

第245条 継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止

第246条 乗車変更の取扱いをした場合の乗車券類の有効期間等

第247条 別途乗車

第250条 特定区間等の途中駅が変更の開始又は終了となる区間変更の場合の旅客運賃の計算方

第250条の2 東京・熱海間にかかわる区間変更等の取扱方

(以下略)